

環境保全協定書

甲 南ユーティリティ株式会社

神 戸 市

環境保全協定書

現在及び将来の神戸市民の健全で快適な環境を確保するため、神戸市（以下「市」という。）と甲南ユーティリティ株式会社（以下「事業者」という。）は、協働して、公害防止対策、地球温暖化防止対策及びその他総合的な環境保全活動を推進することを確約し、次のとおり協定を締結する。

第1章 定義

（定義）

第1条 この協定書において、「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、産業廃棄物問題をいう。

2 この協定書において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

3 この協定書において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化等による地球温暖化の防止を図るための対策をいう。

4 この協定書において「その他環境保全」とは、公害、地球温暖化以外の環境の保全をいう。

第2章 事業者と市の責務

（事業者の責務）

第2条 事業者は、自らの立場を自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って発生する公害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、地球温暖化問題に関し、わが国における京都議定書に定められた温室効果ガス削減目標達成に向けて、温室効果ガスの排出者として、自らの立場を自覚し、その事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制のために必要な措置を自主的に講じるものとする。

また、温室効果ガスの削減目標、排出量等については、自ら市民に公表するものとする。

3 事業者は、前2項のほか、その他環境保全活動を自主的に行うよう努めなければならない。

4 前3項に関する事項については、実施計画及び実施報告を作成し、市に報告することとする。

（市の責務）

第3条 市は、環境保全に関する施策の策定及び実施に努めるとともに、情報の提供、事業者の環境保全活動の市民への紹介など事業者の環境保全活動に対して必要な支援を行うよう努めなければならない。

第3章 事業者が行う環境保全活動

(公害防止対策)

第4条 事業者は、その事業活動に伴う公害の発生の防止のための対策を実施するものとする。

(地球温暖化防止対策)

第5条 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する温室効果ガスの発生量抑制に向けた対策を実施するものとする。

2 事業者は、市の実施する地球温暖化対策に関する施策に協力するものとする。

(その他環境保全活動)

第6条 前2条に定めるほか、事業者は、総合的な環境保全活動を自主的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、市の実施する環境保全に関する施策に協力するものとする。

(環境管理体制の整備)

第7条 事業者は、環境保全活動を継続的に実施し、及び向上させるため、組織の整備、環境保全計画の策定等環境管理体制の整備に努めるものとする。

第4章 緊急時の対応等

(事故時の対応)

第8条 事業者は、環境に重大な影響のある事故その他の緊急事態に対処するため、設備を整備し、その事業に従事する者を訓練し、及び対応手順を確立しなければならない。

(苦情の処理等)

第9条 事業者は、その事業活動に伴って発生する公害等について、住民から苦情を受けたときは、誠意をもって、その解決に努めるものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難であると当該苦情に係る当事者が認めたときは、当該当事者の申立てにより、市は、和解の仲介に努めるものとする。

第5章 細目の協議等

(細目の協議)

第10条 この協定に関して必要な細目については、市及び事業者が協議のうえ別に覚書で定めるものとする。

第6章 補則

(公表)

第11条 市は、この協定に関する事項について、企業上の機密を除き公表しうるものとする。

(施設を譲渡・貸与する場合の義務)

第12条 事業者は、その施設の全部又は大部分を譲渡又は貸与するときは、当該譲渡又は貸与する部分について、譲受又は借受人に、この協定に基づく義務を承継させるよう必要な措置を講じなければならない。

(疑義の解決等)

第13条 本協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、本協定に定める事項に疑義を生じたとき又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度、市及び事業者は協議を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月23日

市

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

事業者
神戸市長
代表取締役社長

矢田立郎

